

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公表番号】特表2004-526104(P2004-526104A)

【公表日】平成16年8月26日(2004.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-033

【出願番号】特願2002-564387(P2002-564387)

【国際特許分類第7版】

F 1 6 B 2/08

B 6 5 B 27/00

B 6 5 D 63/14

【F I】

F 1 6 B 2/08 S

B 6 5 B 27/00 C

B 6 5 D 63/14 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月14日(2004.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブルハーネスのような長尺な物品を結束するためのタイ(18)の端部を保持するもので、かつタイ進入側面(7)近傍がウェブ(10)によって連結されているタイラチエット(1)のマガジンストリップであって、前記ウェブの幅がラチエットの幅の半分以下であり、前記ウェブの長さが1.3mm及び/又は前記マガジンストリップの方向におけるラチエットの寸法の6分の1以下であるものにおいて、互いに対向する前記ラチエットの側部は、それらの間に前記ウェブ(10)が配置され、かつ幅が前記ラチエットの全幅の4分の3以下である中央の実質的に平行な表面部(2')と、前記平行な表面部(2')の側部に対して広がって傾斜する表面(3)とを備えることを特徴とする、タイラチエットのマガジンストリップ。

【請求項2】

前記ウェブ(10)の長さは、1mm及び/又は前記マガジンストリップの方向における前記ラチエットの寸法の8分の1以下であることを特徴とする、請求項1に記載のマガジンストリップ。

【請求項3】

前記本質的に平行な表面部(2')の幅は、前記ラチエットの全幅の3分の2以下であることを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載のマガジンストリップ。

【請求項4】

前記ウェブ(10)に近接する領域における前記本質的に平行な表面部(2')間の距離は1.3mm以下であることを特徴とする、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項5】

前記ウェブ(10)の根元領域(13)は、前記ウェブの中央領域(14)に対して厚くなっていることを特徴とする、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項 6】

前記ウェブ(10)の幅は、前記ラチェット幅の少なくとも4分の1と等しいことを特徴とする、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項 7】

前記最小厚みの前記ウェブ(10)の幅に対する割合が1/5以下であることを特徴とする、請求項1から請求項6のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項 8】

隣接する前記ラチェットとそれらを連結する前記ウェブ(10)は一体であることを特徴とする、請求項1から請求項7のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項 9】

2つの隣接するラチェットを連結するウェブ(10a)は、これら2つのラチェットの一方と一体に連結され、他方に対して押し込みロック式に連結されていることを特徴とする、請求項1から請求項8のいずれか1項に記載のマガジンストリップ。

【請求項 10】

前記請求項3から請求項8のいずれか1項に記載のマガジンストリップの一部であるラチェット(34)で端部が保持されるタイ(37)によって特にケーブルハーネスである物品を結束するための工具であって、前記ラチェット(1)を互いに分離するための手段(73)を有するものにおいて、前記ラチェット(1)の供給方向(52)に可動であると共に、マガジンストリップ(41)の位置決め手段(70)を支持する支持部(51)に、前記分離手段(73)が配置されていることを特徴とする、工具。

【請求項 11】

前記位置決め手段(70)は、少なくとも一つの駆動体(70a)からなり、かつ前記支持部(51)は前記マガジンストリップ(41)を供給するために駆動されることを特徴とする、請求項10に記載の工具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

さらにまた、ばね(図示せず。)が矢印72方向に作用する揺動部材ないしはロッカー(locker)71がスライド51に連結されている。ロッカー71の前端はブレード73を支持し、このブレード73は、矢印72と反対向きに移動する間に、連続するラチェット1間のウェブを切断するためのものである。このロッカー71の切断動作を実行するため、ノーズ75によりロッカー71の後端を捉えるカムレバー74が設けられている。カムレバー74の下端は回転カム58の回転経路に突出している。図6に示すように回転カム58に捉えられると、旋回レバー74は時計方向に回転し、ロッカー71が矢印72の方向と反対向きに回転する。この過程で、ブレード73が切断を実行する。図示の実施形態では、カムレバー74はスライドに連結されている。あるいは、ロッカー71との相互作用が確保されれば、カムレバー44は工具本体に取り付けてよい。